

□ J P A 震災情報（第 20 報） -----2011.4.5-\*

-----発行：日本難病・疾病団体協議会（J P A）事務局

患者団体、関係者のみなさん

被災地以外でも、疲労がたまって体調を崩したりすることも心配されます。各団体とも、被災地の支援とともに、体調管理も十分お気をつけください。必要な薬は必ず飲み続けましょう。

第 20 報をお届けします。ご活用ください。（水谷）

-----  
【通知など】

○「被災地での健康を守るために」4月1日改訂版がアップされています。（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/hoken-sidou/disaster.html>

○避難所の要援護者に対する福祉用具の無償提供について、厚労省が岩手、宮城、福島 の 3 県担当部局に必要な数の把握を指示

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017i28-img/2r98520000017pca.pdf>

○被災者の被保険者証等の取扱いについての Q & A が事務連絡として出されています。「身分証明書がなくても、口頭で住所氏名、生年月日等が確認できれば診療を受けられる」など「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災者に係る被保険者証等の取扱い等について」保険局医療課事務連絡 2011 年 4 月 2 日付

<http://www.med.or.jp/etc/eq201103/hoken/110311eq68.pdf>

○厚労省が、被災地での診療行為についての診療報酬上の取り扱いについて、Q & A を公表しました。

「日赤救護班・DMAT や JMAT などボランティアにより行われている避難所の治療は保険扱い？」「仮設の建物で臨時診療所を設置したら保険診療になる？」「被災地の医師が自発的に診療所を回って診療をした場合は保険扱い？」等々。「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて」保険局医療課事務連絡 2011 年 4 月 1 日付

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017i28-img/2r98520000017p2g.pdf>

---

## 【報道から】

○被災地、レジオネラ症などに注意を- 感染研（2011年04月05日 16:14 キャリアブレイン）

国立感染症研究所は、東日本大震災の被災地での発生例が報告されている感染症として、レジオネラ症やツツガムシ病に注意するよう呼び掛けている。

感染研によると、レジオネラ症は、通常は菌を含んだ微小な水の粒（エアロゾル）の吸引により発症するが、溺水した場合にも発症することがある。津波の水にはレジオネラ属菌を含んだ土壌や環境水が取り込まれていることが想定され、被災後に肺炎になった場合にはレジオネラ症を疑う必要がある。

レジオネラ症には肺炎と一過性の発熱がある。レジオネラ肺炎は有効な抗菌薬を投与しないと重症化しやすく、注意が必要だ。ただ、ヒトからヒトへは感染しないので、インフルエンザのように避難所で流行することはない。

感染予防には、エアロゾルの生じる作業時などにマスクを着用することが有効という。ツツガムシ病は、農作業や土木作業などの際に、病原体を有するダニの一種であるツツガムシに刺されると、5-14日後に発症する。東日本大震災の被災地では、福島県の60歳代男性が震災前に発症した例が報告されている。福島県では例年、春と秋の2回のピークがあり、感染研では「東北地方の春のツツガムシ病シーズンが始まったことを意味する」とした上で、土砂災害によりツツガムシが生息していた土が流され、これまで患者発生がなかった地域でも患者が発生する可能性がある」と指摘している。

治療には、テトラサイクリン系の抗菌薬が第一選択薬になる。臨床的特徴は発熱、発疹、刺し口だが、3つがそろわない症例もあり、発症前の活動状況を知ることが診断の役に立つ。感染予防には、▽農作業や土木作業などの際には、肌の露出を避けた服装をして虫よけ剤を使う▽作業後は入浴してツツガムシを洗い流す▽着ていた服はすぐに洗濯するか、屋外で天日干しする—ことが重要という。

○計画停電「医療機関を対象外に」厚労が要請

- 経産省「現時点では困難」（2011年04月05日 15:30 キャリアブレイン）

計画停電の対象から医療機関を除外するよう、厚生労働省が経済産業省・資源エネルギー庁に対して要請を続けている。医療現場で十分な電力を確保できなくなると手術など必要な治療を提供できず国民生活に多大な影響が及ぶ恐れがあるためだが、医療機関だけを対象外にするのは技術的に難しいという。厚生省医政局の担当者は、政府の電力需給緊急対策本部など「あらゆる場でお願いしていきたい」と話している。

同省などによると、東京電力が計画停電の実施を発表した3月13日以降、病院や診療所などすべての医療機関を対象から外すよう、閣僚レベルのほか事務レベルでも機会あるごとに要請している。

細川律夫厚労相は4月5日、閣議後の記者会見で、医療機関の対象除外について「どうなるかは全体の関係で分からない」と述べる一方、今後も要請を継続する考えを示した。

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課は、キャリアブレインの取材に「人命を優先する観点から、重要だということは認識している」と述べ、一部の医療機関は既に対象外にしていると説明。一方で、すべての医療機関を対象から外すことは技術的な問題もあり、「現時点では難しい」と指摘。「計画停電全体の運用を見直す中で検討したい」と話している。一方、厚労省の担当者によると「代替策として、停電対象になる医療機関に発電車を配置できないかお願いしている」という。

○栄養剤エンシュア缶、5月下旬に出荷再開- アボットジャパン(2011年04月05日 19:33 キャリアブレイン)

アボットジャパンは4月4日、東日本大震災で製缶工場(宮城県仙台港)が被災し、製造を中断している経腸栄養剤「エンシュア・リキッド缶」と「エンシュア・H缶」について、それぞれ出荷再開予定を発表した。リキッド缶は5月下旬に製造販売元である明治の群馬工場(群馬県伊勢崎市)から、H缶は5月末をめどにアボット・ラボラトリーズのオランダ工場から出荷を再開する見通し。同剤は、主に手術後の栄養補給に経管や経口で用いられる医薬品経腸栄養剤。現在、バッグタイプについては生産を継続しているが、従来の供給量から大幅な増産はできない状況という。

製造中断を受け、厚生労働省は4月1日に地方厚生(支)局に発出した事務連絡で、「4月及び5月は現時点における在庫(1か月分)を含めても経腸栄養剤(医薬品)全体として最大2割程度分の不足」とし、医療機関や薬局に、

▽経腸栄養剤(医薬品)の通常時を上回る在庫の保持を控える

▽外科手術後の患者など真に必要な患者への使用を最優先する

▽長期処方 of 自粛あるいは分割調剤の考慮など、必要最小限の最適な処方・調剤を行うことなどを求めている。

○無過失補償制度導入に向け検討開始へ- 規制・制度改革方針で政府(2011年04月05日 16:21 キャリアブレイン)

政府が4月8日に閣議決定する規制・制度改革の方針に、保険診療全般を対象とする無過失補償制度の導入に向けて今年度から検討を開始するとの方針が盛り込まれる見通しであることが、5日分かった。

内閣府によると、方針には東日本大震災発生前までに関係省庁と調整が付いた規制・制度改革の項目（計 135 項目）を盛り込む。このうち、ライフイノベーション分野は 19 項目。

具体的には、「医療行為の無過失補償制度の導入」のほか、「居宅サービス事業所における統合サービスの運営」など。一方、内閣府の担当者によると、3月の「規制仕分け」で対象になった「訪問看護ステーションの開業要件」「医薬品および医療機器の審査手続き」「一般用医薬品のインターネット等販売規制」は盛り込まれない見通しだ。

「居宅サービス事業所における統合サービスの運営」については、▽統合運営できるように人員基準を緩和し、基幹の施設サービスや居宅介護サービスに付帯して介護保険サービスとして提供できるようにする▽小規模多機能型居宅介護で認められている職員の兼務や施設・設備の兼用などを、適正な範囲でその他のサービスに拡大することについて、今年度中に検討し、結論を得る。

政府はまた、昨年 9 月から 10 月にかけて個人や企業、関係団体などから寄せられた規制・制度の改革への提案（計 66 項目）に対する対処方針も、8 日に閣議決定する見通し。民主党の「内閣部門、成長戦略・経済対策プロジェクトチーム合同会議」は 5 日、内閣府が示した方針案を了承した。

○【製薬企業・卸各社が入社式】東日本大震災受け、医療関連産業の社会的使命訴える  
薬事日報 HEADLINE NEWS 2011 年 4 月 5 日（火）

製薬企業・医薬品卸各社の入社式が 1 日に行われた。3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、各社のトップからは相次いで、被災者に対するお見舞いや哀悼の意が示された。また、新入社員に対しては、医療関連産業の社会的使命の重さや社会への貢献を呼びかけるメッセージが目立った。

<http://www.yakuji.co.jp/entry22620.html#more-22620>

-----\*

日本難病・疾病団体協議会 事務局長 水谷幸司  
略称 J P A (Japan Patients Association)  
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28  
飯田橋ハイタウン 610 号  
電話 03-6280-7734 F A X 03-6280-7735  
<http://www.nanbyo.jp/> [jpa@ia2.itkeeper.ne.jp](mailto:jpa@ia2.itkeeper.ne.jp)

-----\*